

## (記入要領)

### 1. 相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んで下さい。
- (2) ②担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印して下さい。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑤の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入して下さい。

### 2. 貨物の欄

- (1) ⑦～⑨の欄に申告予定税関名（港）、申告の予定日、取引量、輸出国名を記入し、参考まで、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ⑩過去の輸出実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出実績について、有又は無のいずれか該当するものを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入してください。
- (3) ⑪中古品の内容の欄には、全ての品種（製品種）名ごとに数量を記入してください。
- (4) ⑫欄については、破損、汚れ等の確認は、確認済みであることが前提です。未確認であれば、確認後、提出してください。確認した結果、破損・汚れ等について、該当するものを○で囲んでください。仮に、有に○をした場合、⑬を確実に記載してください。  
*中古品の種類に応じては、個別製品ごとに製造年・型式・メーカーと通電等による正常作動検査結果を記載した別添資料を添付してください。*
- (5) ⑬荷姿の欄には、品目ごとに、個々に段ボール、ビニル包装等を実施している否か、その梱包方法等を記載してください。(必要に応じて、別添資料として記載いただいても結構です。) また、液晶テレビ等の画面部等、運搬中に破損する恐れのある箇所には、画面等の保護を実施しているかを記載してください。これら保護が実施されていない場合や、個々の中古品に包装をせずフレコン袋等にまとめて積み込む場合等は、運搬中の破損の恐れがあり荷姿が不適切として、中古品とみなせない場合があることに、ご注意ください。
- (6) ⑭発生（購入）元の欄には、輸出の場合にあたっては、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。また、古物商の許可・届出者である場合は、その旨、記載してください。保管状況は、該当するものを○で囲ってください。
- (7) ⑮輸出後の用途の欄には、輸出相手国において、当該中古品をどのような用途に使用するかについて、「販売」、「再輸出」、「その他」のいずれかに該当するものに○で囲み、「その他」の場合にあっては、具体的な内容を記入してください。また、事業者等名、住所は、それを販売する者を具体的に記載してください。（これは、輸出にあたっては、中古品の市場があり、それを適切に販売等する事業者の存在を確認するためのものです。）
- (8) ⑯軽微な修繕の有無の欄には、軽微な修繕の内容を記載してください。修繕がない場合は、「無し」と記載してください。なお、軽微な修理でない主要部の部品交換等を実施する場合は、交換したものが廃棄物等に該当する懸念がありますので、この場合は、環境省の各地方環境事務所にお問い合わせください。
- (9) ⑰輸出先国のライセンスの欄には、ライセンスを義務づけの有無を記載してください。義務づけている場合は、そのライセンスの概要を記載するとともに、ライセンスの写しを添付することとし、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳（又は、英語訳）を添付してください。

### 3. 添付写真について

#### (1) 中古品の品目ごとの写真

- ① 品目毎に、梱包前の写真と、梱包後の写真を提出してください。
- ② 複数の品目が同一貨物で輸出する場合は、その品目毎に、梱包前・後が必要です。
- ③ また、同一品目であっても、その中古品の大きさや形状が大きく異なるものや、梱包の方法が違うものは、それ毎の写真が必要です。

#### (2) 輸入国での販売店舗の写真

- ① 輸入国で市場があることを確認するための写真で、販売店舗（店舗全景（店舗名が確認できるもの）と商品陳列等の様子が分かるもの）の写真を提出してください。
- ② 再輸出が予定されている場合は、再輸出されるまでの保管場所の写真を提出してください。

### 4. その他

- (1) 記載内容が多く、事前相談書（1枚）に記載できない場合は、別紙○として記載し、添付してください。
- (2) 中古品取引の事実関係が確認できる輸出者と輸入者との間の契約書等を提出してください。  
なお、当該契約書等には、「使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む）」及び「部品取りされない」旨が少なくとも記載されていることが必要です。
- (3) 廃棄物処理法上の廃棄物の該当については、本事前相談で受け付けておりません。  
廃棄物処理法に規定する廃棄物に、「該当」と相談者が判断される場合や、「該当」となる恐れがある場合には、最寄りの環境省地方環境事務所にご相談ください。